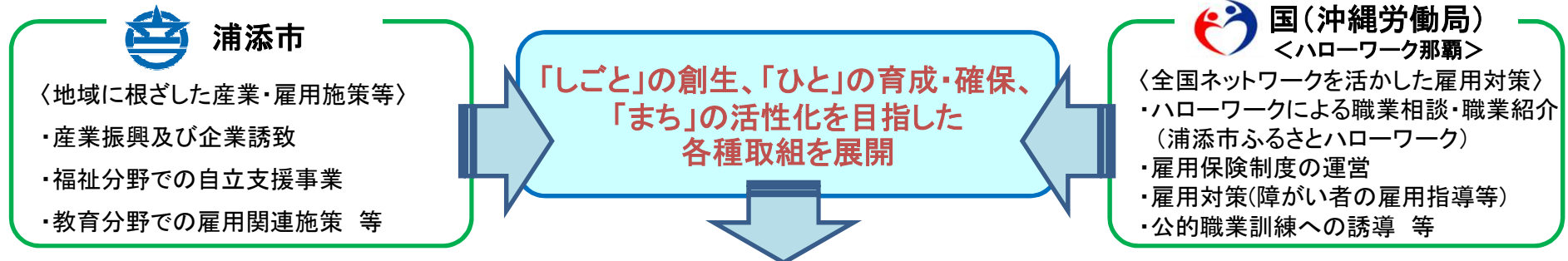


浦添市と沖縄労働局との『雇用対策協定』の概要

1 協定締結の背景

- 浦添市では、まちづくりの目標を「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市（第四次総合計画）」と掲げ、その目標達成のため、市民の皆様の働きやすい環境を確保することを、施策の一つとして設定し、各種取組を実施している。浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年2月）に掲げる「しごと」の創生、「ひと」の育成・確保、「まち」の活性化を目指した各種取組を展開することで、上記目標を達成するとしている。
- 各種取組を効果的に推進していくためには、女性・高齢者・障がい者等が、持てる力を発揮し活躍できる「全員参加の社会づくり」を進めるとともに、浦添市の地域産業の高度化等に寄与する「人材の育成・確保」を進めることが必要である。
- そのため、浦添市が行う産業・雇用施策、生活・福祉施策、その他の地域活性化に関する施策と、国（沖縄労働局）が行う職業相談・職業紹介、その他の雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、両者で『雇用対策協定』を締結する。

2 協定に基づく施策



「太陽みどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」の実現

(1) 全員参加社会の実現

① 子育て世代の雇用対策の推進

- ・子育て世代を対象とした就職活動に対する幼児の一時預かりなどの推進
- ・マザーズ事業推進及びくるみん認定制度の周知・広報

② 就職困難者（高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者等）への就職支援

- ・高齢者に対する再就職支援
- ・障がい者の一般就労に向けた支援の促進
- ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者の就職支援
- ・ひとり親世帯を雇用する又はしたい事業主に対する支援等の周知
- ・就業訓練、給付金等の就業支援制度の活用促進

③ 若年者への雇用支援の推進

- ・市教育委員会と連携した小・中学生等への職業講話などのキャリア教育の推進
- ・新規学卒者を対象とした求人確保による就職支援
- ・職場における専任者（メンター）制度の導入など早期離職防止対策の推進

(2) 人材の育成・確保

① 「雇用のミスマッチ」の解消

- ・国の助成金や市の事業を活用した非正規労働者の正規雇用化の推進
- ・保育・介護等の求人需要の高い職種における潜在求職者の掘り起し
- ・地域の人材育成のための訓練コース設定などの職業能力開発の促進

② 創業支援から雇用拡大への推進

- ・浦添市が誘致した企業に係る求人充足の支援
- ・雇用に係る各種制度の周知・広報

③ 就職支援体制の強化

- ・浦添市とハローワーク那覇による合同就職面接会等の実施及び求人情報の市民への提供
- ・浦添市長とハローワーク那覇所長による企業等への雇用に係る要請

「雇用対策協定運営協議会」を設置し、本協定に基づく雇用施策の取組・進捗状況を協議

浦添市雇用対策に関する協定

浦添市では、まちづくりの目標を「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」(第四次総合計画)と掲げ、その目標達成のため、市民の皆様の働きやすい労働環境を確保することを、施策の一つとして設定し、各種取組を実施している。

また、浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年2月)では、「しごと」の創生、「ひと」の育成・確保、「まち」の活性化を目指した各種取組を展開することで、上記目標を達成するとしている。

各種取組を効果的に推進していくためには、女性・高齢者・障がい者等が、持てる力を発揮し活躍できる「全員参加の社会づくり」を進めるとともに、浦添市の地域産業の高度化等に寄与する「人材の育成・確保」を進めることが必要である。浦添市(以下「市」という。)及び厚生労働省沖縄労働局(以下「労働局」という。)は、総力を挙げて上記目標達成を目指すため、以下のとおり「浦添市雇用対策に関する協定」(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市が行う産業・雇用施策、生活・福祉施策、その他の地域活性化に関する施策と、労働局における職業相談・職業紹介、その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について一体的に進めていくための連携・協力の内容などを定め、浦添地域の雇用対策に協働して取り組むことを目的とする。

(事業内容等)

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の進捗状況の把握を行うため、市及び労働局は運営協議会を共同で設置するものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

(要請等)

第3条 市長及び労働局長は、住民福祉及び雇用に資する観点から、本協定の内容の実施に関して相互に要請することができ、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

(情報共有)

第4条 この協定に基づく各種の取組を実施するにあたり、市及び労働局が相互に開示する情報については、厳格な管理の下、利用者目線に立ったサービスを提供するため、必要な範囲内で情報共有するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたときまたはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、市及び労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。
2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月11日

浦 添 市 長

松本哲治

沖 縄 労 働 局 長

待鳥浩二

「浦添市雇用対策協定」締結式

(平成 28 年 11 月 11 日)



【 浦添市長 挨拶 】



【 沖縄労働局長 挨拶 】



【 浦添市長・沖縄労働局長 署名 】



【 記念写真 】

※写真左より：浦 添 市 長（松本 哲治）
沖 縄 労 働 局 長（待鳥 浩二）